

## フラット35適合証明事前審査について（中古戸建）

### 事前審査の必要書類

- 登記簿謄本の写し（土地および建物）
- 物件案内書（不動産業者が作成した簡易的なもので可）
- 物件の外観写真
- 確認済証・検査済証の写しおよび添付図面（無い場合はご相談ください）

### その他

- 本審査にて電気と水道を使用いたします。予め建物所有者または仲介業者にご連絡いただき、使用できるようお手配願います。
- 本審査にて床下および屋根裏の点検口から内部を検査いたします。それぞれの点検口がない場合、検査ができませんので予めご確認ください。
- フラット35S（金利Bプラン）の審査をご希望の場合は、予めお知らせください。  
※弊社では、金利Bプランの審査のみ対応しております。
- 「検査済証」がない場合でも、適合証明書の発行は可能ですが、金融機関の審査にて必要となる場合がありますので、予めご確認をお願いします。

以下の物件につきましては、審査対象となりませんのでご注意ください。

- 建築後2年以内の建物で、過去に人が居住したことがない住宅（2年超は可）
- 敷地が公道に2メートル以上接していない住宅
- 炊事室（台所）、トイレ、浴室（浴槽設置）のいずれかがない住宅
- 床面積の半分以上を住宅以外の用途に使用する住宅
- 戸建てにおいて延床面積（駐車場スペースを除く）が70m<sup>2</sup>未満の住宅

※建築確認が昭和56年5月31日以前の住宅は、耐震性から適合の可能性は低くなります。

奈良県生駒市辻町753番地

株式会社ジェイマップス 一級建築士事務所

担当：中川

電話 0743-72-1151

FAX 0743-72-1152

検査・証明書com関西

kensa shoumeisho com kansai

